

益田市未来の担い手育成コンソーシアム 会則

第1条 本会は、益田市未来の担い手育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

第2条 本会は、高校生までの世代（以下「未来の担い手」という。）を主な対象者とし、これからの未来の益田を担う人材育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 未来の担い手に対し、これからの益田を担う主体者意識の向上を実現するために必要な事項に関し協議し、実施する。
- 2 高校を含めた教育の魅力化に関わる取り組みについて協議し、推進する。

第4条 本会の会員は、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、その他関係団体及び行政機関を以って組織する。

第5条 本会の役員構成は、以下のとおりとする。

- 1 本会の会長及び副会長は、会員の互選による。会長は1名、副会長は2名とする。
- 2 本会の事務局は、益田市教育委員会事務局社会教育課とする。

第6条 会員の任期は1年とする。ただし、令和元年度については、協議会発足時から令和2年3月31日までとする。

第7条 役員の仕事は下記のとおりにする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- 3 事務局は会長の命により、庶務・会計にあたる。
- 4 監事は会計監査を行う。

第8条 本会の経費は、益田市未来の担い手育成コンソーシアム名義の通帳により支出する。

附則

この会則は、令和元年12月25日より施行する。

この会則は、令和2年4月1日より施行する。

未来の担い手育成コンソーシアム構成員

No	所属
1	益田商工会議所
2	公民館
3	益田青年会議所
4	PTA連合会
5	益田商工会議所青年部
6	幼稚園協議会
7	保育研究会
8	吉田小学校
9	益田東中学校
10	益田高等学校
11	益田翔陽高等学校
12	益田永島学園明誠高等学校
13	益田東高等学校
14	益田養護学校
15	一般社団法人豊かな暮らしラボラトリー
16	市長
17	教育長
18	教育部長
19	ひとづくり推進監
20	学校教育課
21	子ども福祉課
22	人口拡大課
23	産業支援センター
24	社会教育課